

いかり
錨
(ANCHOR/アンカー)のマークは信頼と希望のシンボルです。人生という大海原で嵐に遭ったあなたと信頼と希望で結ばれ、一緒に嵐を乗り越っていきたい。ANCHORには、そんな願いを込めました。

神奈川中央法律事務所

231-0031 横浜市中区万代町1-2-12 VORT横浜関内Ⅲ 7階 A2
Tel : 045-681-6680
Fax : 045-681-6679

弁護士 藤原 大輔
弁護士 榎 研司



ANCHOR

2025.1
vol.20

Kanagawa Chuo Law Office Newsletter



謹賀新年

昨年は皆様方に大変お世話になりました。年初にあたり改めて御礼申し上げます。

今号のANCHORは、2～3ページに私と榎弁護士の「弁護士紹介」・当事務所で弁護修習をした湯口修習生の「弁護士修習を通じて」・「お客様からの声」を、4ページに「Q&A 法律相談」・「事務局だより」・「アクセス」を掲載しております。

湯口修習生は、公認会計士の資格・実績を持ち、当事務所の榎弁護士のもとで弁護修習を行いました。「弁護士修習を通じて」では、その湯口修習生が当事務所での修習を経て得たものについて語ってくれました。

今回の「Q&A 法律相談」はフリーランス新法についてです。最近できた法律ですので、関心のある方も多いのではないのでしょうか。

皆様方の興味や関心がある内容を今後も掲載できればと考えておりますので、是非とも皆様方の声を当事務所までお寄せいただくと幸いです。

尚、当事務所HPでは、無料法律相談のご案内、ANCHORのバックナンバー等も掲載しております。ご興味のある方は是非ご参照ください。

皆様方のご期待に誠実かつ迅速に応えられるよう事務所一同尽力いたしますので、本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます。

令和7年 元旦 代表弁護士 藤原 大輔



スマホ対応です!

<https://www.fdlaw.jp/>

まずは、お気軽にお電話やメール等で事務所までご連絡ください。「ホームページを見た」とお伝えいただければ初回面談相談は無料です。



ご依頼内容の傾向

弁護士 藤原 大輔 Fujiwara Daisuke

私は2006年に弁護士として登録し、他の事務所で弁護士としての経験を積ませていただいた後、2014年1月に当事務所を設立しました。

そのため昨年の2024年は、当事務所設立から10年が経過した節目の年でした。

私が弁護士になったのは、シンプルではありますが、「人の役に立ちたい」との思いからです。現在、当事務所は、お客様・関係者の方々の人生の色々な場面でお付き合いをさせていただいておりますが、皆様方のお役に立つことができるよう、これからも引き続き初心を貫徹していきたいと考えております。

さて、当事務所では、どのようなルートで依頼者の方々がご連絡いただいたのか、また、ご依頼内容等について、記録をつけております。

節目の年に、私のこれまでの記録を整理しましたので、以下ご紹介させていただきます。

まず、どのようなルートでご連絡いただいたのかについては、「以前のお客様からの再依頼・以前のお客様からのご紹介」が全体の約3分の2を占めております(次はネット検索と続きます。)

次に、ご依頼内容の事件類型で最も多かったものは、相続関係です。他にも、不動産問題、離婚問題や家族問題、金銭トラブル等のご依頼も相当数ありますが、少子高齢化の影響でしょうか、最近では相続問題のご依頼が圧倒的に多いです。

なお、ご依頼いただいた相続関係の内訳として、最も多いのが遺言書作成や遺産分割の交渉・調停です。次に多いのは、遺留分の請求や、遺言書の無効確認の裁判等です。また珍しいところでは相続権不存在確認の裁判等もあります。尚、ご相談を受ける遺産の額に高低差はかなりありますが、遺産が低額だから相談が少ないということはないように感じます。

遺言書の作成のご相談は、不動産が関係するものが多いです。例えば、相談者(夫)の財産の大部分が自宅である場合に、その方の法定相続人(妻と子供)が多数存在し、また自宅に同居している相続人(妻)もいるため、相続人間で揉めることのないように対処したい、とのご相談でしたり、または、不動産を複数所有しているが、価値が違うため、相続人間の公平を図るためにどのようにしたらよいか、といったご相談等です。もちろん、不動産が関係していなくても、遺言書作成のご相談はあります(例えば、法

定相続人は一人だけなのだが、他にも財産を残したい人がいるとのご相談や、そもそも遺産を相続させたくない法定相続人があることのご相談等です。)

このようなご相談については、場合によっては税理士にも相談したうえで、相談者と打ち合わせを行い、最終的には相談者の意向に沿った内容の遺言書(公正証書遺言を作成することがほとんどです。)を作成することとなります。残念なのは、遺言書を作成することができる状態ではない場合(例えば、ご高齢の認知症の方で明らかに判断能力がなく、ご自身の意思で遺言内容を決めることができないという場合)、お断りせざるを得ないということになります。遺言書というと死を連想させるため高齢になってから作成する方が多いと思いますが、判断能力があるうちに作成しなければなりませんので、先延ばしにし過ぎないことも大事です。

また、遺言書の作成以外にも、遺産分割の交渉や調停のご依頼も多くあります。これは、相続人間で直接話し合っただけで円満な協議を行うことが残念ながら困難となってしまったため、第三者を入れて解決を図りたいとご相談に来られる場合が大半です。裁判所外での任意の相続人間の交渉でまとまらない場合は、家庭裁判所で遺産分割の調停を申し立てることとなります。家庭裁判所での調停というと身構えてしまう方もいますが、実際に調停を体験していただくと、裁判所内では基本的に相手方と会うこともありませんので安心して進めることができ、むしろ直接やり取りをしていた頃の方がストレスだったとおっしゃる方も多くいらっしゃいます。

その他にも、相続税対策としてのアドバイスが欲しい、相続の際に遺産を現金化して相続人に分配してほしい等、様々なご相談があります。

相続関係の次に多いご依頼内容は、不動産売買等を含む不動産関連についてのご相談であり、その次は離婚を含む家族問題、そして金銭トラブルのご相談、会社経営についてのご相談と続きます。それぞれのご相談の内訳もご紹介したいところですが、紙面の都合上、ごく簡単ですがご依頼内容の傾向のご紹介は以上とさせていただきます。

皆様におかれましても、相続関係やそれ以外でも、ご相談・お悩み事をごございましたらお気軽にご連絡ください。

今年も何卒よろしくお願いたします。



藤原先生へ

Survey form titled '神奈川中央法律事務所 お客様アンケート (事件終了時)'. It contains 5 questions about client satisfaction with the lawyer's response, speed of communication, and overall impression. The form is partially filled out with handwritten answers.

Handwritten testimonial from a client. The text is written vertically and expresses gratitude to Attorney Fujiwara Daisuke for his professional and considerate handling of a legal matter. The client mentions that the lawyer was very helpful and that the process was smooth.



あけましておめでとうございます 弁護士 榊 研司 Sakaki Kenji

2年ぶりに司法修習生の指導担当になりました。司法修習生は、司法試験に合格後、裁判官・検察官・弁護士になるために、1年間、裁判所、検察庁や弁護士事務所等で研修します。当事務所での研修期間は、昨年の6月中旬から7月一杯までと、今年の1月中旬から2月一杯までになります。相談への同席や裁判の傍聴などにご協力いただきました依頼者の方々をはじめとする皆さまにはこの場を借りて御礼申し上げます。

さて、昨年は久々に大河ドラマを見続けました。紫式部の生涯を描いた「光る君へ」を放送開始初期の頃にたまたま見たところ意外と面白くて引き込まれてしまいました。大河ドラマと言えば戦国時代や幕末が定番ですが、戦いのない平安時代であっても脚本が優れていれば（もちろん役者の演技も）、面白いのだなと思いました。随所に紫式部が書いた源氏物語を想起させるエピソードが差し込まれており、興味深かったです。放送後は詠まれた和歌の意味をSNSで調べたり、考察を読んだりして楽しみました。私は若紫の巻を執筆する場面が一番好きです。源氏物語については学生時代に読みましたが、清少納言の枕草子については授業で習った「春はあけぼの～」という部分くらいしか読んだことないなと思いついて買ってしまった（まだ読破はできていません）。改めて1000年以上前に書かれた物語が現代まで読み継がれていることに感動を覚えました。原稿執筆時点（11月上旬）ではドラマはクライマックスに向けて放送中ですので、今後どのように終わるのか楽しみです。

また、弁護士になって今年で13年目になりました。この13年の

間に社会は変化し、法律も改正されています。今、注目しているのは、離婚において選択的共同親権が導入される点です。これまでは離婚後の子供の親権について父母の一方のみが親権を持つ単独親権だけでしたが、今後は父母両方が親権を持つ共同親権も選択できるようになります。2026年5月24日までに改正法が施行されますが、現時点では具体的な日付は未定です。離婚事件を扱う弁護士としては、実務に大きな変化をもたらすものですので、どのように導入・運用されていくことになるのか、注意深く動きを追っています。2025年中には概要が判明すると思いますので、次号の法律相談Q&Aで取り上げることができればと思います。

弁護士修習を通じて

司法修習生 湯口 朋拓



2024年6月中旬から8月まで、神奈川中央法律事務所にて、司法修習生としてお世話になっていた湯口朋拓と申します。

司法修習は、司法試験合格後、裁判官、検察官、弁護士のいずれかになるために、裁判所、検察庁、弁護士事務所等において研修を受ける制度です。

私は、弁護士事務所での研修先として神奈川中央法律事務所に配属され、指導担当弁護士の榊先生と代表弁護士の藤原先生から、打ち合わせへの同席や書面の添削などを通じて多くのことをご指導いただきました。

修習では、知識面も数多く学ばせて頂きましたが、特に弁護士としての姿勢が非常に勉強になりました。

両先生ともに打ち合わせの前に資料を読み込み、必要に応じてリサーチをし、書面も期限を守って作成していました。弁護士として当然のように思いますが、安定してこのようなクオリティを保つことができるのは、プロフェッショナル意識があるからだと思います。

また、榊先生は事件を見通すことが非常に上手だと感じました。私のように初めて様々な事件に触れる立場からすると、事件の全体像や背景、どのように解決するかを把握するのは非常に難しく、時間をかけて行う必要がありましたが、榊先生は即座に様々なことを把握されていて非常に驚かされました。

藤原先生は、クライアントの方々とは打ち合わせ時の藤原先生しか目にすることがないと思いますが、実は事務所での書面作成がとても早く、驚かされました。また、榊先生と同様、クライアントのことをよく理解しているんだろうと感じる場面が多々ありました。クライアントの方々に数多くの紹介を頂いているからこそ、信頼を得ることができ、次回も依頼したいと思える弁護士になっているのだらうと思います。

さらに、弁護士と事務局の連携も円滑で、とても雰囲気の良い事務所でした。修習前はどんな事務所だろうと不安もありましたが、神奈川中央法律事務所に配属されて非常にラッキーだと思いました（笑）。

最後になりますが、神奈川中央法律事務所の皆様、打ち合わせ等の同席をご快諾くださったクライアントの皆様、誠にありがとうございました。

お客様からいただいたメッセージ、アンケートをご紹介します

お客様からの声



榊先生へ

ご回答ありがとうございました。書類は、10年保管します。長い裁判でしたが榊先生には、本当に優しく丁寧に接して頂きまして感謝しております。又、何かありましたら相談させて頂けたらと思います。本当にありがとうございました。

ご丁寧なご返信をありがとうございます。この度は大変お世話になりました。ご迷惑をお掛けした事もあったと思います...最後までご尽力頂きありがとうございました。

新たなスタートで前向きに行こうと思っております。先生もお元気でこれからもご活躍をお祈りしております。

また、何かありましたらご相談させて頂く事もありますが、よろしく願い致します。

ラインメッセージをいただきました。

すっかり秋めいてまいりました。先生におかれましてはお元気で「活躍のごこと願います。私はずっと元気で頑張っています。

この先、余生の中で何が待っているかわかりませんが、何かが起きるようになりましたら早く先生にご相談させていただきますのでその節はごそそしくお願いたします。

この連休を利用して、へ帰る、をしてみました。観光地のお土産はとこへ行って同じような物はありますが、小休止のお茶のおつまみを買ってみましたので美味しかったです。

これから日に日に寒くなって参りますが、お身体を大事にしてご活躍くださいませますようお願いしております。

Q フリーランス新法という法律が2024年11月1日から施行されたと聞きました。どのような目的の法律なのですか。

A 近年、働き方が多様化し、フリーランスという働き方も普及していますが、一個人であるフリーランスと発注者である企業との間の力関係の格差を背景に取引上不利に扱われる事例が見受けられます。そこで、取引の適正化と就業環境の整備を目的としてフリーランス新法が定められました。

Q フリーランスであれば誰でも対象になるのですか。

A フリーランス新法で対象となるのは、人を雇わずに一個人として業務委託を受ける人が対象になります。基本的に人を雇っていると対象外になります。

Q 発注者側にどのような規制がされたのですか。

A まず、取引内容（業務内容、報酬額、支払期日など）を書面又はメールなどで明示することが義務付けられました。契約書がなかったり、曖昧だったりするとトラブルのもとになりますので、トラブル防止のためです。

二つ目は、業務の成果物を受領した日から60日以内に報酬を支払うことが義務付けられました。納品から報酬支払いまでの期間が長いとフリーランス側の資金繰りが苦しくなりますので、制限が設けられました。

三つ目は、広告等により募集を行うときは、募集情報について虚偽の表示又は誤解

を生じさせる表示をしてはならず、また、正確かつ最新の内容に保たなければならないという募集情報の的確表示義務が定められました。高い報酬の条件で人を集めて実際には低い報酬で契約することなどが禁止されます。

四つ目は、ハラスメント対策に係る体制整備義務です。弱い立場にあるフリーランスに対してハラスメント被害が発生することがあったので、発注者側に義務が課されました。

Q 継続的に業務委託がされる場合は更に規制があると聞きました。

A 業務委託期間が1月以上の場合、発注企業は①受領拒否、②報酬の減額、③返品、④買ったたき、⑤購入・利用強制をしてはならないとされました。

業務委託期間が6か月以上の場合、さらに、⑥育児介護等と業務の両立に対する配慮が求められます。また、⑦中途解除や更新をしない場合には少なくとも30日前の事前予告が求められ、また、フリーランスから中途解約・不更新の理由開示を求められた場合には応じなければなりません。

Q フリーランス新法に違反した場合はどうなりますか。

A フリーランスから所轄官庁（公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省）に違反の申し出があった場合、所轄官庁は必要に応じて調査を行い、対象の発注者に対して助言・指導や勧告が行われ、勧告に従わない場合には命令・公表が行われます。

命令違反には50万円以下の罰金が科されます。

Q 例えば、発注者から不当な報酬の減額を求められて同意してしまった場合、フリーランス新法違反を理由に元の報酬との差額を発注者に請求できるのでしょうか。

A 発注者と交渉して、フリーランス新法違反であることを指摘して元の報酬に戻すことに発注者側と合意すれば問題ありません。また、所轄官庁による指導や勧告などが行われると、発注者側が自発的に支払うことが多いです。

Q 発注者側が違反を否定し、所轄官庁による指導や勧告なども行われていない場合、裁判で請求できるのでしょうか。

A フリーランス新法と同じように優越的地位の濫用を禁止する下請法や独占禁止法に違反した場合の効力について、裁判例では、直ちに私法上の効力（報酬減額の合意）が無効になるわけではなく、公序良俗違反とされるような悪質な例外的な場合にのみ無効となるとされています。そのため、フリーランス新法違反も、直ちに私法上の効力（報酬減額の合意）が無効になるわけではないと思われ、裁判で請求が認められる場合は限定的だと思われます。

フリーランス新法違反を理由とした直接的な救済は限定的ですが、フリーランス新法の存在により緩やかにフリーランスの取引環境が改善されていくことが期待されています。



事務局だより

2024年プロ野球日本シリーズはベイスターズが優勝しましたね。野球には無知な私でしたが、関内駅から観戦に向かう方々を日々見かけるうちに興味を持ち、時折観戦に出向くようになりました。平日のナイターは雰囲気もよく、特におすすめです。

藤井聡太さんは、連続5期により永世王位の資格を獲得すると同時に、棋聖と合わせて永世二冠に輝き、竜王、名人、王位、棋王、王座、王将、棋聖という7つのタイトルを保持しているとのこと。偉業をなしていますが、謙虚さには脱帽します。

冬季休暇のお知らせ

新年度の業務は、1月6日(月)から開始させていただきます。



横浜市営地下鉄「関内駅」1番出口

市営地下鉄ご利用の方は、1番出口が最寄りです。

JR「関内駅」南口

最寄りの駅出口です。当事務所は、南口改札を出て右方面です。京浜東北・根岸線、横浜線が通っています。

大通り公園

関内駅周辺から阪東橋までつながる細長い公園で、地域の方々の憩いの場となっています。



みなとみらい線「日本大通り駅」2番出口

徒歩10分

横浜スタジアム

通称「ハマスタ」。日本プロ野球、セ・リーグ、横浜 DeNA ベイスターズの本拠地です。

旧横浜市庁舎

徒歩5分

- JR関内駅/南口より徒歩2分
- みなとみらい線日本大通り駅/2番出口より徒歩10分
- 市営地下鉄ブルーライン 関内駅/1番出口より徒歩5分・伊勢佐木長者町駅/1番出口より徒歩4分